道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第三号中「第十八条の二の二第五項」を「第十八条の二の三第五項」に改め、同条第二項中「特定失効者」の下に「又は法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）」を加える。

第十八条の二の二第一項及び第二項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同条第三項中「第八十九条第二項前段」を「第八十九条第三項前段」に改め、同条を第十八条の二の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（質問票の様式）

第十八条の二の二　法第八十九条第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。

第二十三条第二項第二号及び第二十六条の二（見出しを含む。）中「特定失効者」の下に「又は特定取消処分者」を加える。

第二十九条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第百一条第四項」を「第百一条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7　法第百一条第四項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。

第二十九条の二第五項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第百一条の二第二項」を「第百一条の二第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　法第百一条の二第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二の二のとおりとする。

第二十九条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「申請書」を「特例更新申請書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別記様式第十八の二の申請書」を「前項の様式の特例更新申請書」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百一条の二第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十八の二のとおりとする。

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

（報告徴収の方法）

第二十九条の二の三　法第百一条の五の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

第二十九条の四中「第百四条の二の三第三項及び第六項」を「第百四条の二の三第五項及び第八項」に改める。

第三十条の二の二中「第百四条の二の三第五項」を「第百四条の二の三第七項」に改める。

第三十条の四中「同条第三項」を「第三項若しくは同条第五項」に改める。

第三十一条の三の表中「第百一条第五項又は第百一条の二第三項」を「第百一条第六項又は第百一条の二第四項」に、「法第百一条の二第三項」を「法第百一条の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「又は同条第三項」を「若しくは第三項又は同条第五項」に、「又は法」を「若しくは法」に改め、「取消しを受けた者」の下に「又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者」を加え、「当該免許に係る」を「取り消され、又は失効した免許に係る」に改める。

第三十三条第四項第一号ヘ中「、基本操作及び基本走行については一時限（大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている場合を除く。）」を削り、「二時限」を「、二時限」に改め、同号ト中「応用走行についてのみ」を「、基本操作及び基本走行並びに応用走行について」に改め、「教習時間は」の下に「、基本操作及び基本走行については一時限を、応用走行については」を加え、同号トに次のただし書を加える。

ただし、大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている場合にあつては、運転シミュレーターによる教習は、応用走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は三時限を超えないこと。

第三十七条の二を第三十七条の二の二とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

（報告徴収の方法）

第三十七条の二　法第百七条の三の二の規定による報告徴収は、別記様式第十八の五の報告書の提出を求めることにより行うものとする。

別記様式第十二を次のように改める。

別記様式第十二（第十七条関係）

運転免許申請書　　年　月　日

公安委員会　殿

ふりがな 氏名	
生年月日	年　月　日
受けようとする免許の種類	
試験免除の該当事由	
免許証の記載事項の変更の有無	有　・　無

（この線から下には記載しないこと。）

免許証の写し	
氏名・生年月日	年　月　日
本籍・国籍等	
住所	
交付	年　月　日
免許の条件等	写真

備考

1　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。

2　試験免除の該当事由欄には、法第97条の2第1項若しくは第2項又は令第34条の5に規定する免除事由を記載すること。

3　現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。

4　免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

6　図示の長さの単位は、センチメートルとする。